



# 鳥取県公報

令和元年 12 月 6 日 (金)  
第 9 1 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (388) (文化政策課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (389) (障がい福祉課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (390・391) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (392) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (25) . . . . . 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第388号

令和元年鳥取県告示第321号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき令和元年10月31日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>屋外スペース利用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営利を目的としな い場合</td> <td>1日10平方メー トルにつき</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする 場合</td> <td>1日10平方メー トルにつき</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表は、屋外における利用が可能な場所 の利用について許可を受けた場合に適用する。</u></p> <p>2 <u>貸出面積に10平方メートル未満の端数があ るときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>利用期間が1日未満であるとき、又は使用 期間に1日未満の端数があるときは、1日と して計算する。</u></p> <p>4 <u>この表において「営利を目的とする場合」 とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及 び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる 場合をいう。</u></p> <p>5 <u>営利を目的とする場合の利用は、館内施設 の利用に付随して利用する場合に限る。</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、 練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間 外利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 1(1) <u>コ</u>の料金には、これを適用しない。</p> <p>(2) 略</p>	区分	単位	料金	営利を目的としな い場合	1日10平方メー トルにつき	10円	営利を目的とする 場合	1日10平方メー トルにつき	50円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、 練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間 外利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 1(1) <u>ケ</u>の料金には、これを適用しない。</p> <p>(2) 略</p>
区分	単位	料金								
営利を目的としな い場合	1日10平方メー トルにつき	10円								
営利を目的とする 場合	1日10平方メー トルにつき	50円								

2 略	2 略
-----	-----

附 則

この告示は、令和元年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。

鳥取県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社徳吉薬局	鳥取市松並町二丁目503-7	徳吉薬局 市役所前	鳥取市幸町95-2	精神通院医療	令和元年11月1日

鳥取県告示第390号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町阿毘緑字中倉2014の11から2014の13まで、2015の5から2015の7まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町阿毘緑字中倉2014の19、2015の9
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の	指定に係る障害福祉	指定に係る障害福祉	障害福祉サービス	指定年月日

	所在地	サービス事業を行う 事業所の名称	サービス事業を行う 事業所の所在地	の種類	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター みのかや	米子市二本木1124-1	居宅介護、重度訪問介護	令和元年12月1日
株式会社アキヨシフードサービス	境港市上道町3147	SOI STANCE	米子市塩町163	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型	〃

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第25号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和元年12月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,430
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,148
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,247
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,046
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,883
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,139
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,530
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,285
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,832
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,540
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,752
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,156

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

全庁利用型RPA導入事業調達業務 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

## (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札金額として入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月17日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年12月17日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後のかし担保責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課県庁デジタルイノベーション戦略室

電話 0857-26-7094

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付の方法

令和元年12月6日（金）から同月26日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

令和元年12月6日（金）から同月26日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

## ア 提出期限

令和2年1月20日（月）午後5時

なお、郵送による場合は、提出期限までに提出場所に必着のこと。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## (6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

## ア 日時

令和2年1月20日（月）午後5時

## イ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和元年12月26日（木）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書その他必要な書類（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 手続における交渉の有無  
無
- (5) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Procurement of Robotic Process Automation software available to all departments in Tottori prefecture: 1 set
- (2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, December, 26, 2019
- (3) Time limit for the submission of tenders : 5:00 PM, January, 20, 2020 : bid-opening  
Time limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, January, 20, 2020
- (4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7094

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月6日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
脳アンギオ装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入場所  
鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）
- (4) 納入期限  
令和2年3月31日（火）
- (5) 入札書の記載方法等  
入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元年12月6日から令和2年1月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。



- (3) 令和元年12月6日から令和2年1月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
- なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月17日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

電話 0857-26-2271（内線2752）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

令和元年12月6日（金）から令和2年1月21日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和元年12月6日（金）から令和2年1月21日（火）までの日（日曜日、土曜日及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

#### (4) 郵便による入札

不可とする。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和2年1月21日（火）午後1時10分

##### イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階第2会議室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和2年1月15日(水)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和元年11月定例会において、本件調達に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : brain biplane angiography suite, 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM, 15 January, 2020
- (3) Date and time for the submission of tenders : 1 : 10 PM, 21 January, 2020
- (4) Please contact : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital , 730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271